

# 金融商品取引法等の一部を改正する法律及び資産運用立国について（報告）

令和6年1月29日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 金融商品取引法等の一部を改正する法律



# 金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要 (2023年11月20日成立)

デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、  
「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備

## 顧客本位の業務運営・金融リテラシー

- 成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現し、家計の安定的な資産形成を図る観点から、以下の取組を実施

### 顧客本位の業務運営の確保

- 最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行**すべきである旨の義務を、**金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く規定**
- **顧客属性に応じた説明義務を法定**するとともに、顧客への**情報提供におけるデジタル技術の活用**に関する規定を整備

### 金融リテラシーの向上

- 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「**基本方針**」を策定
- 利用者の立場に立って、金融経済教育を広く提供するため、「**金融経済教育推進機構**」を創設  
〔業務〕 金融経済教育の教材・コンテンツの作成、  
学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談 等  
〔形態〕 認可法人  
〔役員〕 理事長(1人)、理事(3人以内)等  
〔ガバナンス〕 運営委員会(委員、理事長、理事)を設置、金融庁が認可・監督  
(参考) 上記のほか、機構は、資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境を整備

(出所) 金融庁資料(赤枠のみ厚労省追加)

## 企業開示

- 非財務情報の開示の充実に向けた取組(注1)と併せて、**企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止**(注2)  
(注1) 府令改正によりサステナビリティ情報の開示の充実を図る  
(注2) 第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化
- **半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間(注)を5年間(課徴金の除斥期間と同様)に延長**  
(注) 現行の公衆縦覧期間は、半期報告書3年、臨時報告書1年

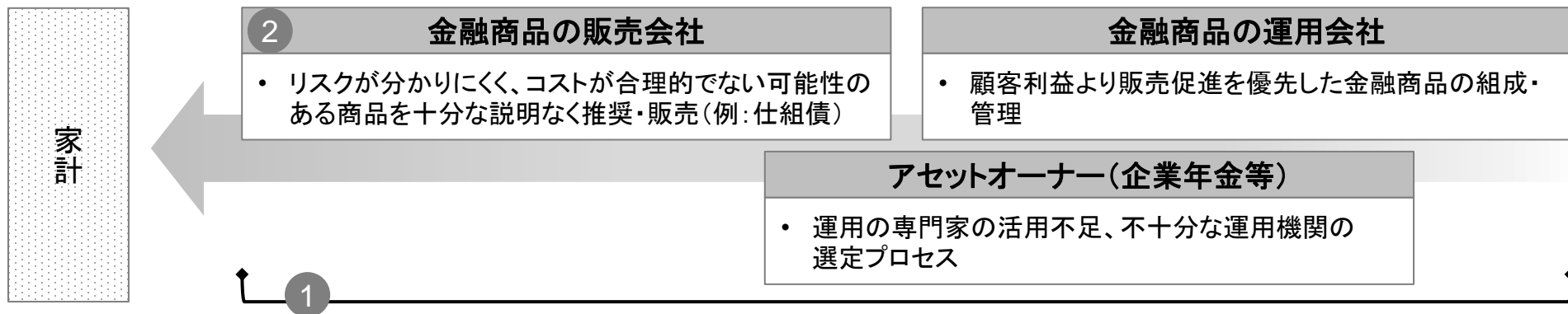
### その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

- **ソーシャルレンディング(注)等を行う第二種金融商品取引業者**について、投資家に適切な情報提供等が行われなかった事例を踏まえ、**運用報告に関する規定を整備**  
(注) インターネットで集めた出資を企業に貸し付ける仕組み
- **不動産特定共同事業契約(注)をトークン(デジタル)化する動き**が見られていることを踏まえ、他の電子記録移転権利と同様、当該トークンに**金融商品取引法のルールを適用**  
(注) 出資を募って不動産で運用し、収益を分配する仕組み
- 金融商品取引業者等の**ウェブサイト**において、営業所に掲示する**標識**と同内容の**情報公表を義務付け**
- 虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る**審判手続のデジタル化**

# 顧客本位の業務運営の確保

- 2017年3月、金融事業者が主体的に創意工夫を発揮し、良質な金融商品・サービスを提供することを促すため、プリンシプルベースの「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定（金融事業者の判断で採択）
- この「原則」に基づき、顧客の最善の利益の追求等の取組が進められてきたが、以下の課題が指摘されているほか、「原則」を採択していない、方針等を公表していない金融事業者も多く存在

課題



## 1 最善の利益を考えた業務運営の確保

- 顧客等の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行すべき**である旨を**金融事業者や企業年金等関係者一般に共通する義務として法定**することで、顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げと横断化

対応

対象

金融商品  
取引業者  
資金移動  
業者

銀行

信託銀行

保険会社

貸金業者

企業年金

...

## 2 顧客への情報提供の充実

- 金融商品取引業者等が、契約締結前に顧客の知識や経験等に応じて、契約内容の**説明を行う義務を法定**
- 金融商品取引業者等が、デジタルツールを効果的に活用して充実した情報提供を行うことを促すため、書面を原則としていた規定について、顧客のデジタル・リテラシーを踏まえつつ、**書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能**とするよう見直し  
(注)見直しに際しては、顧客がその必要に応じて書面を求めることができる規定も整備[内閣府令改正事項]

# 金融商品取引法等の一部を改正する法律：私的年金制度関係

- 本法案において、金融サービスの提供に関する法律（金融庁所管）を改正し、顧客本位の業務運営確保のための規定の整備が行われるが、私的年金制度との関係は以下の通り。

**【概要】**：私的年金制度関係者に対しても、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務が、金融サービスの提供に関する法律（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に改名）において法定化

**【義務の適用範囲】**：私的年金制度全般（国民年金基金・石炭鉱業年金基金・DB・DC・厚生年金基金）

**【義務が適用される主体】**：上記制度の実施者（具体的には以下の表のとおり）

制度	国民年金基金	石炭鉱業年金基金	DB	DC	厚生年金基金
主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金基金、基金理事、基金が締結する運用契約等の相手方</li> <li>国民年金基金連合会、連合会理事、連合会が締結する運用契約等の相手方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>石炭鉱業年金基金、基金理事、基金が締結する運用契約等の相手方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規約型DB：事業主、資産管理運用機関（契約金商業者を含む）</li> <li>基金型DB：企業年金基金、基金理事、基金運用契約等の相手方</li> <li>企業年金連合会、連合会理事、連合会が締結する運用契約等の相手方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業型DC：事業主、運営管理機関、資産管理機関</li> <li>個人型DC：国民年金基金連合会、運営管理機関、事務委託先金融機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金基金、基金理事、基金が締結する運用契約等の相手方</li> <li>企業年金連合会、連合会理事、連合会が締結する運用契約等の相手方</li> </ul>

**【指導監督】**：金融サービスの提供に関する法律に基づく指導監督の規定はなく、罰則規定もない。

このため、指導監督は、従来の枠組みに基づき、厚労省が行う（各制度毎の個別法に基づく指導監督）。

**【規定整備の意義】**：私的年金制度の実施主体に対しては、現行法令等において、加入者等の利益のため忠実に業務を行わなければならない忠実義務等が規定されている。今般規定される義務は、新たな内容というよりは、現行の忠実義務等の規定による対応を定着・底上げするために、主体横断的に法律で明記するもの。

今後、本規定を踏まえつつ、運用機関の選定プロセス等の個別の課題に応じて検討していく。

（出所）金融庁資料を元に厚労省作成

# 安定的な資産形成の支援に関する基本方針(案)の概要

(注) 正式名称は「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」

## I 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

- 国民の安定的な資産形成は、**個々人の幸福や厚生を実現するために不可欠**。その支援は、「**成長と分配の好循環**」や、**公正で持続可能な社会の実現にも資する**。
- このためには、**インベストメント・チェーンの各主体が十分にその機能を発揮する必要**。地公体や民間企業と連携し、**国全体として総合的に取組を進める必要**。
- 取組を進める際には、**経済・社会情勢の変化が個人の生活・経済事情に影響を与える点に鑑み、多様な資産形成の在り方に配慮した環境の整備が重要**。

## II 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策

### 1 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の整備

- NISAについて、**官民連携による積極的な広報**を展開。利用者利便の向上等や、利用者保護の観点から**金融機関に対するモニタリング**を実施。令和9年末時点で**NISA口座数3,400万口座、買付総額56兆円**を目指す。
- iDeCoについて、**拠出限度額の引上げ、加入可能年齢の引上げ等**を検討。
- 機構において、**顧客の立場に立ったアドバイザーを見える化・支援**。

### 2 国民の安定的な資産形成の支援に資する制度の利用の促進

- 顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢の構築について、**金融事業者をモニタリング(顧客本位の業務運営の確保)**。
- 大手金融機関グループの資産運用ビジネスについて、顧客の最善の利益を勘案した運営体制やガバナンス体制の構築、その実効性確保を促進。日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正するほか、特定の地域において**金融・資産運用サービス**を集積し、高度化と競争力強化を促進等(**資産運用業の改革**)。
- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(**アセットオーナー・プリンシプル**)を策定(**アセットオーナーシップの改革**)。
- この他、「**資産運用立国実現プラン**」に**着実に取り組む**。

### 3 国民の安定的な資産形成の支援に関する教育及び広報

- **令和10年度末を目標に「金融経済教育を受けたと認識している人の割合」が米国並みの20%となることを目指す**。
- 「**金融リテラシー・マップ**」を参考に、**公的制度や消費生活の基礎、金融トラブル等、広範な観点から取り組むことが重要**。
- 安定的な資産形成に有効な**長期・積立・分散投資の意義**について、**普及・啓発**。
- **投資詐欺等の被害防止に必要な情報等を提供する仕組みを整備**。若年層への**金融経済教育**を強化。
- **消費者教育や社会保障教育と連携**。
- **職域での従業員向け教育の支援や私的年金等に関する広報**を展開。
- 学校現場を支援するため、**学校や教員研修等への講師派遣や教材提供等**を展開。
- 機構において、**教育活動を抜本的に拡充**するほか、個人の行動変容を促すため、**個人が気軽に相談できる環境を整備**。

### 4 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究

- 国民の安定的な資産形成の実態等を継続的に把握。地公体や事業主を含め**施策の実施状況や国内外の調査研究等に関する情報**を収集。
- 国民の安定的な資産形成の支援に関する**指標の在り方**については引き続き検討。

## III 国、地方公共団体及び民間団体の連携及び協力

- **国、地公体、機構、民間団体等は、本基本方針の施策が全国において効果的かつ効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努める**。
- 国は、地公体や民間団体と緊密に連携し、**国全体の施策を推進**。地公体や民間事業者を支援するため、**情報提供等**に努める。
- 地公体は、**国との役割分担を踏まえ、その地域の状況に応じた施策を策定・実施**。住民の身近な行政を総合的に実施する立場から、**地域特性に応じた手法や内容により地域住民の安定的な資産形成を支援**。
- **企業による雇用者の安定的な資産形成を支援する取組は、従業員エンゲージメントの向上に効果的かつ人的資本の戦略上も重要**であるため、**中小企業を含め支援**。**事業に支障のない範囲で、国や地公体、機構の取組や教育・広報に協力するよう努める**。

## IV その他重要事項

- 施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、**対策を見直し・改善**。
- 国民の安定的な資産形成支援に関する状況の変化を勘案し、上記の「**検証・評価**」を踏まえ、**おおむね5年後を目途に、本基本方針の見直しを検討**。

## (参考) 関連条文

### 改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(令和5年11月29日公布／未施行)

#### (基本方針)

第八十二条 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国民の安定的な資産形成の支援に関する基本的な方向

二 国民の安定的な資産形成の支援に関する次に掲げる事項

イ 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備に関する事項

ロ 国民の安定的な資産形成に資する制度の利用の促進に関する事項

ハ 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進に関する事項

ニ 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究に関する事項

三 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、金融審議会の意見を聴くものとする。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。

7 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (地方公共団体及び民間事業者に対する支援)

第八十三条 国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成の支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (地方公共団体の施策)

第八十四条 地方公共団体は、国の施策に準じて、当該地域の社会的及び経済的状况に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (事業主の責務)

第八十五条 事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は次条の金融経済教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努めるものとする。

# 金融経済教育推進機構の概要

## 名称

金融経済教育推進機構

## 設立（現時点での想定スケジュール）

2024年4月設立、同年8月本格稼働

## 根拠法

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

（2023年11月29日公布）

## 目的

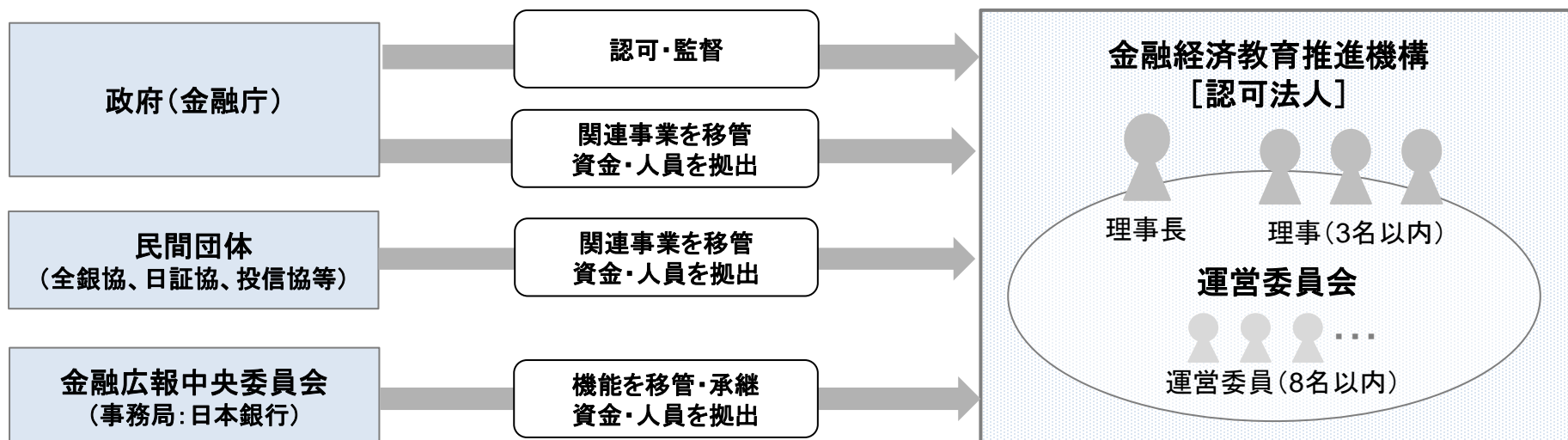
適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導（金融経済教育）を推進すること。

## 職員数

約70名

## 予算規模（年間の事業費）

約20億円（内、9割以上は民間から拠出）



※ 都道府県金融広報委員会、日証協地区協会、各地銀行協会等の地方組織と連携。



## 金融経済教育推進機構の事業概要

- 効率・効果的な教育活動を抜本的に拡大するとともに、個人の意識の向上や具体的な行動変容につなげる観点から、個人に寄り添ったアドバイスが得られる環境を整備する。

### 【主要な事業】

1

#### 講師派遣事業

- 官民一体となって、「学びの場」づくりを強化。
- 企業の従業員向けセミナーの充実。
- 学校・教員支援の強化。

3

#### 個別相談事業

- 「家計管理」「生活設計」「資産形成」等に関し、個人の状況に応じたアドバイスを提供。
- 特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行うアドバイザーを認定・公表・支援。

2

#### イベント・セミナー事業

4

#### 認定アドバイザー事業

- 事業の推進に当たって、教材の充実や講師の質の向上のほか、調査分析に基づきPDCAを回すことで、より良い教育活動の充実を図る。

5

#### 教材・コンテンツ制作 その他情報発信

- ✓ 官民の各団体が有するノウハウを結集。
- ✓ 対象層別の標準講義資料の導入。

6

#### 養成プログラム

- ✓ 認定アドバイザーが、分野横断的な教育を行えるよう、知識習得の機会を担保。

7

#### 調査・分析

- ✓ 教育活動の目標やKPIを設定。
- ✓ 個人の意識や行動に関する実態調査を実施。

## 個別相談事業の概要

- 「中間報告」においては、金融経済教育と顧客の立場に立ったアドバイスを一体として捉えた取組みを進めることの重要性が指摘されている。

(参考)金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース 中間報告(2022年12月9日公表)

「個人の行動変容を促すためには、金融経済教育とともに、個人の立場に寄り添ったアドバイザーの役割が重要である。金融経済教育と顧客の立場に立ったアドバイスは地続きであるとの認識の下、両者を一体として捉え、統合的に取組みを進めていくべきである。」

- 機構では、認定アドバイザーによる無料の個別相談(最大1時間で対面又はオンライン)を実施し、個人が個々の状況に応じたアドバイスをより得やすい環境の整備を図る。
- このほか、家計管理や生活設計、NISA・iDeCoといった資産形成支援制度、金融商品・サービス等についての一般的な情報提供を行うための電話相談窓口(最大30分間)を設置。上記と同様、機構が依頼する認定アドバイザーが主体となって実施。

	対面・オンライン	電話
相談対応事項	「家計管理」、「生活設計」、「資産形成」等の一般的な内容に関する相談・照会 ※対応者は一般的な情報提供にとどめ、特定の金融商品・サービスを推奨することはない。	
対応者	一定の知識及び経験を有し、機構の審査(模擬面談)を通過した認定アドバイザー	
相談場所	対面(機構事務所)又はオンライン	電話
事前予約	要 ※相談日の30日前から7日前までにウェブサイトから申込み	不要
相談時間	最大1時間	最大30分間

# 認定アドバイザー制度

- 機構では、一定の要件に合致し所定の審査を通過した者(個人)を、一定の中立性を有する顧客の立場に立ったアドバイザーとして認定・公表(認定アドバイザー)。
- 機構内においては、講師・相談員として事業に参画可能。
- 機構外においては、個人が気軽に相談が受けられるよう機構が配布するクーポンの利用対象事業者として、サービス提供可能。これによって、個人が信頼できるアドバイザーにアクセスしやすい環境の整備を図る。



## 1. 認定アドバイザーとは

- ✓ 認定アドバイザーは、家計管理、生活設計、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等についてアドバイスを行う者を想定。
- ✓ 機構は、認定アドバイザーの氏名のほか、個人がアドバイスを依頼する際の参考となるような情報(保有資格、経歴、得意分野、報酬の目安、自己PR、実際にアドバイスを受けた個人からの評価等)を公表。

## 2. 機構講師・相談員

- ✓ 機構内では、機構の講師・相談員として事業に参画可能。

## 3. 割引クーポン配布事業

- ✓ アドバイスの価値や意義を個人に知っていただく契機となるよう、認定アドバイザーが機構外において営むサービスを利用する個人に対して、相談料の一部を補助する仕組み(割引クーポンを電子配布)を創設。

## 【認定アドバイザーの認定要件】

## 1. 次のいずれにも該当しないこと

- 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等に所属している(注1、2)
- 金融商品の組成・販売等を行う金融機関等から、顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている(注3)

(注1)「金融商品の組成・販売等を行う金融機関等」(以下、「金融機関等」という。)とは、以下を指す。

- ・ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第3条第3項に規定する「金融商品販売業者等」
- ・ 金融商品取引法第28条第3項に規定する「投資助言・代理業」を行う者のうち同項第2号に規定する「投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介」を行う者、同条第4項に規定する「投資運用業」を行う者
- ・ 貸金業法第2条第2項に規定する「貸金業者」
- ・ 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する「宅地建物取引業者」
- ・ 上記に列記した事業者のグループ会社(子会社、関連会社、親会社の子会社及び親会社の関連会社を総称していう。)

(注2)「金融機関等に所属している」とは、金融機関等に役職員(非常勤職員等を含め雇用形態は問わない)として勤務していること又は自身でこれらの事業を営んでいることを指す。

(注3)「顧客に対するアドバイスの信頼性・公正性に影響を及ぼし得ると考えられる報酬を得ている」とは、例えば金融機関等と業務委託契約若しくは顧問契約等を締結し又はこれらに類する関係を構築しており、当該金融機関等より継続的に報酬(非金銭的なものを含む。)を得る仕組みを設けていることをいい、実際に報酬の支払いがなされていない場合も含む。

2. 家計管理、生活設計、NISA・iDeCo等の資産形成支援制度、金融商品・サービス、消費生活相談等に関するアドバイスを提供するために有益な資格(CFP®、AFP、FP技能検定(2級以上)、外務員(1種)、弁護士等の士業、消費生活相談員など)及び一定の業務経験(原則として当該資格に関するもの)を有すること
3. 法令諸規則違反等による、刑事罰、処分その他の措置を受けていないこと
4. 反社会的勢力ではないこと
5. その他、金融経済教育推進機構が不相当と認めた者でないこと

## 【機構講師・相談員の登録】

## 1. 原則として、認定アドバイザーの中から、審査を通過した者を講師に登録。

(注)元・金融広報アドバイザー、元・金融インストラクター、元・金融証券インストラクターは、認定アドバイザーになれない場合であっても、これまでの信用と実績等に鑑み、引き続き、講師として登録可能。

## 2. 認定アドバイザーの中から、審査を通過した者を相談員に登録。

# 認定アドバイザー制度

資格等(例)	一定の業務経験(例)
<p>CFP®、AFP、FP技能検定(2級以上)            外務員(1種)            証券アナリスト            プライベートバンカー            公認会計士            税理士            弁護士            司法書士            行政書士            社会保険労務士            消費生活相談員            消費生活アドバイザー            DCプランナー(1級)            住宅ローンアドバイザー            銀行業務検定(税務2級)            銀行業務検定(相続アドバイザー3級以上)            銀行業務検定(年金アドバイザー3級以上)            金融窓口サービス技能検定(1級)            投資助言・代理業者</p>	<p>個人からのFP分野における相談・提案業務            個人からの公的年金・社会保険に係る相談            個人への対面による金融商品の提案・販売            個人への対面による保険契約の提案・販売            個人への不動産購入の資金計画作成・提案            個人への住宅ローンに係る審査・相談等            個人融資に係る審査・財務状況分析・相談等            個人に対する各種税務相談(確定申告、相続、遺言等)            成年後見制度に係る相談            保護者に対する教育資金プラン等の提案            児童・生徒に対する金融経済教育の実施            個人への金融商品に係る投資助言</p>

(注) 上記以外の資格にも申込者からの申告に応じて、今後資格を追加することが考えられるほか、個人へのアドバイスの提供に有益と機構が考えるものについては、業務経験として認める。

## 講師派遣事業にかかる標準講義資料

- これまで各団体でばらつきのあった講義内容について、金融リテラシー・マップをもとに再編し、日本のどこであっても、等しい内容の金融経済教育が提供されるような環境の整備を目指す。
- そこで、機構が行う講師派遣事業で利用する教材として、各団体が有するノウハウを結集し、金融リテラシー・マップに則って幅広い分野を横断的に網羅した標準講義資料を作成予定。講義時間・派遣先のニーズなどに応じてカスタマイズ可能なつくりとして、パワーポイント形式での提供を想定。  
(注) 利用にあたって、各講師の創意工夫が発揮されるよう、地域に即した事例の追加や順番の入れ替え等を許容するなど、一定の柔軟性を確保。
- また、テーマ別の詳細コンテンツから必要に応じてスライドを追加可能とし、多様なニーズに対応予定。

対象層別(案)	
学校向け (支援学校・教員向けも別途準備)	小学生用 (低・中・高学年)
	中学生用
	高校生用
	大学生用
職域向け	～20代 若手層用
	～40代 中堅層用
	～60代 ベテラン層用
一般向け	一般層用 (自営業、主婦・夫など)
	高齢層用

+

テーマ別詳細コンテンツ(案)	
社会保障制度概要	生命保険
公的医療保険	損害保険
公的年金	金融トラブル(学生向け)
公的介護保険	金融トラブル(社会人向け)
資産運用	消費者教育
NISA	退職後のライフプラン
私的年金 (iDeCo、企業型DC等)	終活 (人生の終わりに向けた取組み)
SDGs・ESG投資	成年後見制度
ローン・クレジット	相続・贈与
キャッシュレス	遺言/エンディングノート

# 資産運用立国について



# 経済財政運営と改革の基本方針2023 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023

## 経済財政運営と改革の基本方針2023（2023年6月16日）

### 第2章 新しい資本主義の加速

#### 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

（家計所得の増大と分厚い中間層の形成）

2,000兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。（中略）**資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定**する。

## 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（2023年6月16日）

### VII. 資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成

#### 2. 資産運用立国に向けた取組の促進

現状において、我が国の家計金融資産 2,000 兆円のうち 500 兆円は、資産運用会社や年金等のアセットオーナーを経由して運用されており、その運用力の向上は家計へのリターンを高め、投資の拡大を促していくために不可欠である。

他方で、一部の資産運用会社やアセットオーナーでは、海外と比べて専門性や人材が不足している等、運用力の向上に向けた取組が十分ではないとの指摘がある。このため、機関投資家として家計金融資産等の運用を行う、**資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化を強力に推進すべく、資産運用立国の実現に向けた取組を行う。**

**具体的には、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化やスチュワードシップ活動（企業との対話）の実質化、国内外の資産運用会社の新規参入の支援拡充・競争促進、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じて、資産運用業等を抜本的に改革する。**

我が国の運用セクターを世界レベルにするため、**これらの取組を含む具体的な政策プランを新しい資本主義実現会議の下で年内にまとめ、国内外への積極的な情報発信を含めた必要な対応を進める。**



## 日経サステナブルフォーラム 岸田総理スピーチ（抄）（2023年10月2日）

家計の資産を預かる資産運用業の改革が重要となります。

私が目指す資産運用業の姿は、国の内外において優れた事業者や人材が日本に向けて集まり、競い合って専門性と運用能力を高め、家計を含む投資家により良い商品やサービスを提供する、こういった姿を考えています。

これを実現するため、日本独自のビジネス慣行や参入障壁を是正し、新規参入者への支援プログラムを整備するとともに、資産運用に資源を集中できるように、バックオフィス業務のアウトソーシングを可能とする規制緩和を実施してまいります。

さらに、日本が資産運用の拠点として選ばれるよう、世界に開かれた金融資本市場の発展に向けた取組を強化してまいります。そのために、意欲ある地方自治体と連携して、資産運用特区を創設し、規制改革とビジネス環境・生活環境の整備を重点的に進めてまいります。

また、特に、資産運用会社を抱える大手金融グループに、運用力向上やガバナンス改善・体制強化を求めていきます。

**年金や保険等の形で家計から運用を委託されている、アセットオーナーシップの改革にも取り組んでまいります。受益者に適切な運用の成果をもたらすよう、アセットオーナーに求められる役割を明確化したアセットオーナー・プリンシプルを、来年夏を目途に策定いたします。その中で、最善の利益をもたらす資産運用会社の選択や、ステークホルダー等への運用内容の見える化などを求めてまいります。**

**特に、企業年金については、加入者のための運用の見える化の充実のほか、確定給付企業年金向けの共同運用の選択肢の拡大、また確定拠出年金の運用において加入者による適切な商品選択がなされるような改善を進めてまいります。**

こうした取組を具体化すべく、新しい資本主義実現会議の下、資産運用立国分科会を4日に設立し、年末までに政策プランを策定いたします。皆様の意見に真摯に耳を傾け、必要な改革に躊躇なく取り組んでまいります。

# 資産運用立国分科会

## 趣旨

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、「我が国の運用セクターを世界レベルにするため」、「具体的な政策プランを新しい資本主義実現会議の下で年内にまとめ、国内外への積極的な情報発信を含めた必要な対応を進める」とされた。このため、家計金融資産等の運用を担う資産運用業及びアセットオーナーシップの改革並びに資産運用業への国内外からの新規参入及び競争の促進等を内容とする資産運用立国に関する政策プランを検討すべく、新しい資本主義実現会議の下に、資産運用立国分科会（以下「分科会」という。）を開催する。

## 構成

分科会長	内閣府特命担当大臣（金融）
分科会長代理	新しい資本主義実現本部事務局長
構成員	大場 昭義 日本投資顧問業協会会長 佐藤 久恵 国際基督教大学評議員 中曾 宏 株式会社大和総研理事長 中村 明弘 企業年金連合会運用執行理事 野崎 浩成 東洋大学国際学部教授 藤田 薫 ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社マネージング・ディレクター/ プライベート・ウェルス・ソリューションズ日本責任者

## 運営等

- 分科会の庶務は、金融庁、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局において処理する。
- 分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、分科会長が定める。

# 資産運用立国実現プラン（抄）

（令和5年12月13日 内閣官房 資産運用立国分科会取りまとめ）

## 4. アセットオーナーシップの改革

### (1) アセットオーナー・プリンシプルの策定

#### <課題等>

- ・ アセットオーナーは、受益者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行する観点から、運用する目的に基づき目標を定め、その運用を実現するための委託先を厳しい眼で見極める、といった運用力を高度化していくことが求められている。また、アクティブ運用やエンゲージメントにより生じる付加価値に見合った運用報酬が支払われることが、資産運用業の高度化のインセンティブをもたらすこととなる。
- ・ アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広く、課題もそれぞれであるが、アセットオーナーがそれぞれの運用目的・目標を達成し、受益者等に適切な運用の成果をもたらす等の責任を果たす観点から、アセットオーナーに共通して求められる役割があると考えられる。

#### <施策>

- ・ アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を2024年夏目途に策定する。その際、以下の企業年金の改革に記載された項目のうち、資産運用立国分科会において議論されてこなかった公的年金や共済組合等の他のアセットオーナーに共通する課題についても検討し、その結果をアセットオーナー・プリンシプルに盛り込む。

# 資産運用立国実現プラン（抄）

（令和5年12月13日 内閣官房 資産運用立国分科会取りまとめ）

## 4. アセットオーナーシップの改革

### （2）企業年金の改革

- アセットオーナーには様々な主体が存在するが、そのうち、企業年金は、確定給付企業年金（DB）と企業型確定拠出年金（DC）の大きく2種類があり、公的年金の上乗せの給付を保障し、高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしている。また、「人への投資」の一環としても、企業年金の役割は重要である。
- こうした役割を最大限発揮し、企業年金の加入者等の利益を最大化するためには、企業年金の運用力の向上に向けた取組を進めていくことが重要である。
- 確定給付企業年金（DB）では、長期的に運用実績が好調であれば掛金の減額・停止に繋がり得るほか、高水準の積立状況が続けば、給付水準の改善の見直しも行われ得る。他方、運用実績が不調で不足金が一定範囲を超えれば、事業主が追加で掛金を拠出しなければならない。
- こうした観点から、企業年金については、資産運用立国分科会にて、その課題や対応施策について関係省庁や委員において積極的に議論がなされ、その結果を以下の企業年金の改革として記載する。なお、そのことをもって企業年金が他のアセットオーナーと比して課題が多いということを示すものではない。また、企業年金は、退職給付制度の1つであり、その内容は、企業ごとに労使で決定されており、最適解は企業毎に異なる点に十分留意する必要がある。

# 資産運用立国実現プラン（抄）

（令和5年12月13日 内閣官房 資産運用立国分科会取りまとめ）

## ① 確定給付企業年金（DB）の改革

### （ア）資産運用力の向上

#### ＜課題等＞

- ・ 確定給付企業年金（DB）が加入者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行するためには、母体企業の財務戦略・人事戦略ならびに年金財政運営状況等を踏まえ、確定給付企業年金（DB）ごとに最適な運用方針を策定し、それに応じて適切に運用受託機関を選択するとともに、企業の置かれた状況や環境の変化に応じて、定期的にその見直しを行うことが重要である。これに引き続き取り組むことに加え、経済・市場環境に新たな変化が生まれてきている中において、その動向をみながら、期待収益率を検証し、必要に応じて資産配分の見直しを行うことが特に重要である。
- ・ これに関し、全体の9割以上を100億円未満の確定給付企業年金（DB）が占めており、そうした小規模な確定給付企業年金（DB）における受託者責任の徹底や専門性の向上について、課題が指摘されている。また、確定給付企業年金（DB）が1つの金融機関（総幹事会社）に運用業務を委託することは、効率性の観点から否定されるものではないが、他の運用受託機関との比較を行い必要に応じて見直しを行うことも重要である。

#### ＜施策＞

- ・ 加入者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行するため、確定給付企業年金（DB）に対して、運用力の向上や受託者責任の普及啓発に向けて、資産運用に関する研修・情報提供を通じた人材育成等の取組を推進することや、確定給付企業年金（DB）が契約の形態如何に関わらず、定期的に総幹事会社を含めた運用委託先を評価し、必要に応じて運用力次第で委託先を変えるなどの見直しを促進することについて、ガイドラインを改定するなど、必要な方策を講じる。

# 資産運用立国実現プラン（抄）

（令和5年12月13日 内閣官房 資産運用立国分科会取りまとめ）

## ① 確定給付企業年金（DB）の改革

### （イ）共同運用の選択肢の拡大

#### <課題等>

- ・ 小規模な確定給付企業年金（DB）が効率的な運用を行うにあたっては、既に民間金融機関において合同運用のスキームが整備されているところであるが、同じアセットオーナーの立場にある企業年金連合会による共同運用事業等に参画することは、受託者責任・専門性の観点からも、有用と考えられる。
- ・ 一方で、複数事業主から構成される総合型企業年金基金については、事業主が運営の実施主体であるという意識が低くなりやすい等の課題が指摘されていることから、ガバナンスの強化が図られてきた。

#### <施策>

- ・ より多くの小規模な確定給付企業年金（DB）が適切な形で共同運用事業等を活用できるよう、信託銀行を含む金融機関等と適切な連携を行った上で、ガバナンスのあり方を考慮しつつ、選択肢の拡大を含めて、企業年金連合会による共同運用事業の発展等に向けた取組を促す。

### （ウ）加入者のための運用の見える化の充実

#### <課題等>

- ・ 確定給付企業年金（DB）の情報については、既に加入者に対して周知されているが、運用受託機関・事業主・加入者間における情報の非対称性について指摘がなされており、加入者の最善の利益のために、事業主と加入者等が、運用の方針等を含め確定給付企業年金（DB）制度の必要な見直しを行うにあたって、他社と比較できるよう、見える化を進めていくことが有用である。その際、運用受託機関においても、事業主に対する円滑な情報提供を行うことが重要である。

#### <施策>

- ・ 確定給付企業年金（DB）について、前述の運用成果の意味の周知や、運用状況や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報の他社と比較できる見える化（情報開示）を行う。その具体的な方策については、規模等の状況にも配慮し、厚生労働省が情報を集約し公表することも含めて、次期年金制度改革に関する結論と併せて（2024年末）、結論を得る。実施は次期年金制度改革時に行う。なお、可能な対応については、これを待たずに、順次実施していく。

# 資産運用立国実現プラン（抄）

（令和5年12月13日 内閣官房 資産運用立国分科会取りまとめ）

## ② 企業型確定拠出年金（DC）の改革

### （ア）適切な商品選択に向けた制度改善

#### <課題等>

- ・ 企業型確定拠出年金（DC）では、従業員個人が運用を行うところ、事業主から企業型確定拠出年金（DC）の運営を受託している運営管理機関、事業主、加入者本人の各段階における適切な運用の方法の選定が重要である。
- ・ 適切な運用の方法の選定にあたっては、物価や賃金が上昇している経済環境を踏まえると、インフレリスク（将来の実質的な購買力を確保できない可能性）を十分考慮する必要があるが、現状では元本確保型のみで運用している加入者が約3割である。
- ・ また、企業型確定拠出年金（DC）の運営の効率化や運用コストの削減に向けて、企業型確定拠出年金（DC）業務の一部を共通化するなどの取組を進めるべきとの指摘もある。

#### <施策>

- ・ 労使合意に基づき指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など運営管理機関・事業主・加入者本人の各段階において運用の方法の適切な選択がなされるよう、関係者と連携し、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化（情報開示）、継続投資教育、取組事例の横展開等の取組を促進するなどの方策を講じる。その際、例えば、物価が上昇する市場環境下において元本確保型商品を指定運用方法として採用する際のリスクをより丁寧に説明するとともに、必要に応じて運用商品の構成の見直しを行うよう、事業主に促すことが考えられる。

# 資産運用立国実現プラン（抄）

（令和5年12月13日 内閣官房 資産運用立国分科会取りまとめ）

## ② 企業型確定拠出年金（DC）の改革

### （イ）加入者のための運用の見える化の充実

#### <課題等>

- ・ 企業型確定拠出年金（DC）の運用の方法等については、既に加入者に対して通知されているが、運用の方法を比較しにくい等の指摘がある。加入者の最善の利益のために、他社や他の運営管理機関との比較の視点も含めて、事業主と加入者等が、適切に運用の方法を比較・選定できるよう見える化を進めていくことが有用である。

#### <施策>

- ・ 事業主ごとの運用の方法のラインナップや運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化（情報開示）を行う。その具体的な方策については、厚生労働省が情報を集約し公表することも含めて、次期年金制度改正に関する結論と併せて（2024年末）、結論を得る。実施は次期年金制度改正時に行う。なお、可能な対応については、これを待たずに、順次実施していく。

## ③ 企業年金を含む私的年金の更なる普及促進

#### <課題等>

- ・ 企業年金を含む私的年金に取り組んでいるものは、厚生年金の被保険者全体の約3割であり、高齢期のより豊かな生活を送るためには、私的年金の更なる普及促進やそのための支援について、取り組むことが必要である。

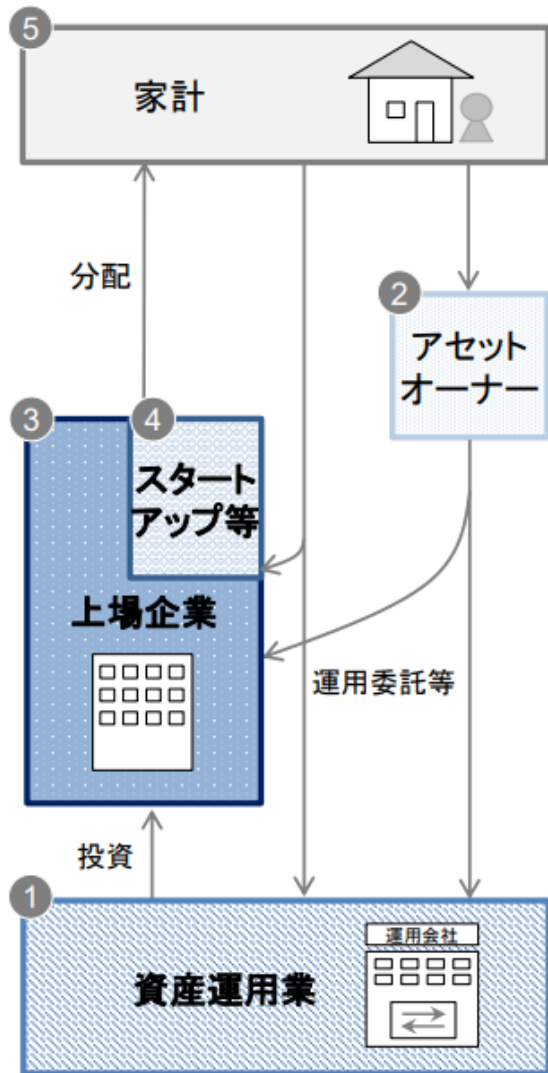
#### <施策>

- ・ 新たな認可法人となる「金融経済教育推進機構」が設立される見込みであるところ、本機構は関係省庁と連携し、政府横断的に私的年金の広報を行うこととする。具体的には、企業型確定拠出年金（DC）実施企業を含む職域での従業員向け教育の支援（講師派遣事業）のほか、企業年金や個人型確定拠出年金（iDeCo）を含む私的年金に関する広報活動を展開していく。



# 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書の概要

□ 家計からの投資の運用を担い、リターンを生み出す資産運用会社の高度化を図るとともに、企業への成長資金の供給を促し、その成果を家計に還元することで、インベストメント・チェーンを通じた「成長と分配の好循環」を推進し、資産運用立国の実現に向けた取組みを進める。



## 1 資産運用会社の高度化 ≫ 家計を含む投資家へのリターン向上、投資先の企業価値の向上

- 投資運用業の参入要件の緩和(ミドル・バックオフィス業務の委託等)★
- 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP)の実施
- 大手金融グループにおける運用力向上やガバナンス改善・体制強化
- 金融商品の品質管理を行うプロダクトガバナンスに関する原則の策定
- 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し(一者計算の促進等)

## 2 アセットオーナーに対する金融機関の取組み ≫ 顧客等の最善利益の確保

- 金融機関による顧客等の最善利益を確保する観点からの運用や、DC加入者への運用商品の適切な選定・提案、情報提供の充実を促進

## 3 スチュワードシップ活動の実質化 ≫ 日本企業・日本市場の魅力向上

- 企業価値向上に向けた対話促進のための大量保有報告制度の見直し等★

## 4 成長資金の供給と運用対象の多様化 ≫ スタートアップの活性化、収益機会の拡大

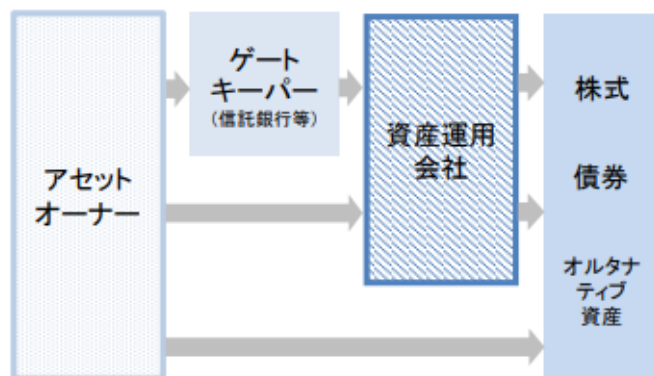
- ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルの策定
- 非上場株式を組み入れた投資信託・投資法人の活用促進
- 投資型クラウドファンディングの活性化
- 事後交付型株式報酬に係る開示規制の明確化
- 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化(仲介業者の規制緩和)★

## 5 家計の投資環境の改善 ≫ 金融リテラシーの向上、貯蓄から投資への推進

- 金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進
- 累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ(5万円から10万円に)

★は要法改正事項

## 2 アセットオーナーに対する金融機関の取組み(⇒顧客等の最善利益の確保)



- アセットオーナーから運用委託を受ける**資産運用会社等**は、アセットオーナーのリスク許容度等を考慮したうえで、**最善の利益を確保するための運用を行う必要**
- 企業型確定拠出年金(DC)の**運営管理機関(金融機関)**は加入者の最善の利益を確保する観点から、**適切な運用商品の選定・提示や情報提供の充実等**を行う必要
- 当局は、アセットオーナーを支える**金融機関を適切にモニタリングし、必要に応じて改善を求めていくことが不可欠**

## 3 スチュワードシップ活動の実質化(⇒日本企業・日本市場の魅力向上)



- スチュワードシップ・コードの趣旨を踏まえ、**自らの置かれた状況(規模・運用方針等)に応じた対応の促進や、協働エンゲージメントの取組みの積極的な活用**
- 実効的なエンゲージメントの促進のための**制度の見直し(大量保有報告制度における「重要提案行為」や「共同保有者」の範囲の明確化)**
- **資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた東証の要請(①現状分析、②計画の策定・開示、③実行)を踏まえた企業の対応を一層促す観点からフォローアップ**

※ 企業と投資家との建設的な対話

## 5 家計の投資環境の改善(⇒金融リテラシーの向上、貯蓄から投資への推進)

金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進

- 家計が資産運用会社や金融商品を適切に選択するためには金融リテラシーの向上が不可欠
- **金融経済教育推進機構を中心に官民一体となって、金融経済教育に取り組むことが重要**

累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ

- **新しいNISA制度において、つみたて投資枠は年間120万円(月10万円)になる**
- **累積投資契約のクレジットカード決済上限額について、つみたて投資枠をカバーできるように規定を見直し(5万円から10万円に)**